

(介護予防) 訪問介護運営規定

合同会社ひかり

ケアサポートひかり

(訪問介護ステーション)

(介護予防) 訪問介護運営規定

(事業の目的)

第1条 合同会社ひかりが運営するケアサポートひかり（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護および指定介護予防訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護（以下「指定訪問介護等」という。）を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービスを提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

- 第2条 要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 指定訪問介護の提供に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
 - 3 前項のほか、「指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚令第37号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防訪問介護の方針)

- 第3条 要支援者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の向上に資するサービス提供を行い、要支援者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うと共に、要支援者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
- 2 指定介護予防訪問介護を実施するに当たり利用者の心身の状況等を把握し、ここのサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成し、個別計画の実施状況の把握及びその結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。
 - 3 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者の心身の機能、環境状況等を把握し、地域包括支援センター、保健・医療機関及び関係市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、要支援者ができることは要支援者が行うことを基本としたサービス提供に努める。
 - 4 前項のほか「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚労令第35号）」の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 名称 ケアサポートひかり

2 所在地 茨城県水戸市泉町1-4-20 メドウ泉町202号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 この事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者は1人とし、事業所における訪問介護員等、その他の従業者の管理、指定訪問介護等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定訪問介護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- 2 サービス提供責任者は1人以上とし、指定訪問介護等の利用申し込みに係る調整、訪問介護員等は、介護福祉士及び介護員要請研修2級以上修了者とする。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

- 1 月曜日から日曜日までとする(8月13日～15日、12月29日～翌年1月3日までを除く。)
- 2 営業時間は午前9時～午後8時までとする。
- 3 利用者の希望に応じて、サービスの提供については24時間対応可能な体制を整えるものとする。

(指定訪問介護等の内容)

第7条 指定訪問介護の内容は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月20日厚告第19号)」(以下「算定基準」という。)に規定する内容とし、具体的には以下のとおりである。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- 2 指定介護予防訪問介護の内容は、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚労告127号)」(以下「予防算定基準」という。)に規定する内容とし、具体的には以下のとおりである。
 - (1) 身体介護
 - (2) 生活援助

(利用料その他の費用の額)

第8条 利用料は、算定基準及び予防算定基準に定めた基準の額とし、法廷代理受領サービスの場合は介護報酬告示上の額の一割または二割を本人負担分の額とする

- 2 通常の事業の実施以外の地域の居宅を訪問する場合は、それに要する交通費の実費を徴収。なお、自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。
 - ① 本事業所から片道10km以上20km未満・・・1回につき400円
 - ② 本事業所から片道20km以上の場合は1km毎に20円加算
 - ③ 買物のご依頼の場合、出発地点から買物先までの往復の交通費は実費となり、1kmにつき15円

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は水戸市・ひたちなか市・那珂市・笠間市とする。

(事業提供に当たっての留意点)

第10条 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 指定訪問介護等の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容(認定区分、有効期限、介護認定審査会意見の内容等)を確認する。
- 3 指定訪問介護等の提供を行う訪問介護員等は、当該介護の提供において常に社会人としての見識のある行動をし、従業者としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときには、これを提示する。

(緊急時の対応等)

第11条 訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供中に利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医及び管理者に連絡する。

- 2 報告を受けた管理者は、訪問介護員等と連携し、主治医への連絡が困難な場合など状況に応じて、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じるとともに、関係機関等に報告をしなければならない。

(事故発生時の対応)

第12条 事業者は、利用者に対する指定訪問介護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
- 3 事業者は、利用者に対する指定訪問介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

第13条 事業者は、提供した指定訪問介護等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民保険団体連合会(以下「市町村等」という。)が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

(秘密保持)

第14条 訪問介護員等は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、訪問介護員等の離職後その効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかななければならない。

(従業者の研修)

第15条 事業者は、全ての訪問介護員等に対して、職員の資質向上のため、以下のとおり研修機会を設けるものとする

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内に実施
- (2) 継続研修 随時実施

(記録の整備)

第16条 事業者は、利用者に対する指定訪問介護等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない

- (1) 訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画
 - (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
 - (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
 - (4) 苦情の内容等に関する記録
 - (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録
- 2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

附則

この運営管理規定は平成24年11月1日から施行する。

平成28年2月18日改定

平成28年10月3日改定